## 第3回甲賀市投票区域編成審議会 概要版

日 時:令和5年7月27日(木)14時00分~15時47分

場 所:甲賀市役所3階 301会議室

出席者: 坂本会長、寺井副会長、望月委員、馬場委員、西川委員、杉本委員、西田委員、吉

川委員、菊池委員、澤田委員、保井委員

傍聴人:6人

## 次 第:

- 1. 開会あいさつ (会長)
- 2. 委員紹介
- 3. 投票所等の見直しについて
- 4. 今後の審議会等のスケジュール
- 5. その他
- 6. 閉会あいさつ(副会長)

## 【審議にかかる主な発言】

- 3. 投票所等の見直しについて
- ・見直し基準の施設の冷暖房設備について、現状市内の小中学校の体育館には冷暖房設備がない。特に夏の猛暑の中で長時間の選挙事務は危険であり、また災害避難場所にもなる可能性があることから冷房設備の設置は必要である。
- ・投票所の見直しは、国が示す基準の1投票区で有権者数が概ね3,000人として振り分けていると思われるが、見直しをする投票区については、実際に現地を確認して距離において不公平にならないよう考慮してほしい。
- ・投票時間の繰り上げをすれば時間的余裕が確保できるため、投票箱の管理が煩雑となりそ うな場合も、ある程度事務が整理されるのではないか。
- ・本審議会だけの意見で作成する答申では地域の皆様の理解は得にくいため、地域の区長の 意見も参考にしてほしい。
- ・公民館や体育館という今までの投票所ありきではなく、投票所をすべての商業施設の中へ 設置すれば投票のついでに買い物ができるため、商業施設を主とする投票所を考えてはど

うか。

- ・風水害等で投票所が避難所になってしまった場合を想定しておく必要もあるのではない か。
- ・見直しの背景(理由)が審議会の答申にどこまで反映できるのか、どこまで市民に理解をいただけるのかという点が重要である。投票所の見直しにより、市民の投票の機会を奪うことがあってはならず、甲賀市としてあるべき投票所の見直しの形はどうなのかを、市民にしっかり説明する責任と義務がある。
- ・20年、30年先の人口推計を考えると、見直し案として示された投票所数でもまだ多い と考えている。
- ・早期の災害対応等が必要である状況においても、限られた職員数の中で適正な選挙事務を 執行するための効率化について検討していかなければならない。
- ・投票所の見直しに併せて、例えばすべての投票所をオンラインでつなぎ、どこの投票所で も投票ができる共通投票所や、特定の場所まで公用車で移動し、投票環境を整備した中で 投票ができる移動投票所等の検討についても必要である。
- ・選挙事務を保育士が行うケースが増えており、深夜帯まで選挙事務を行った翌日から子どもをみなければならない現状に対して、見直しの必要性を感じている。併せて、少子高齢化や人口減少という時代の流れに合わせて変えていく必要性も感じており、様々な投票の選択肢も示しながら民主主義を守っていかなければならない。
- ・投票所の見直しについて、投票所までの距離は3km以内ということや、1投票区の有権者数は3,000人ということ等の数字だけを見て調整するのではなく、地域の実情をふまえたうえで一気に見直しを進めずに、段階的に進めていってはどうか。